

二種類の遺言比較

YOUTUBEにて遺言公正証書の動画を配信しております是非ご覧ください。

【チャンネル名】日本公証人連合会 公式チャンネル
【動画タイトル】遺言は大切な人に残せる最後の贈り物



	公正証書遺言	自筆証書遺言
<p>○ 主なメリット</p>	<p>◎ 法律に詳しい公証人が作成するため、複雑な内容であっても無効になるおそれが極めて小さく、内容が遺言者の意思に基づくものであることの証明力がとても高いものとなります。</p> <p>◎ 作成した公証役場で保管するため、失くしてしまったり、改ざん、隠匿される心配がありません。</p> <p>◎ ご病気などにより、公証役場に出向くことが困難な場合には、公証人が、遺言者のご自宅、施設、病院等に出張して、作成することができます。</p>	<p>◎ 自分で作成するため、手間をかけずに好きなときに作成することができます。</p> <p>◎ 自宅で保管する場合は費用はかかりません。</p>
<p>✕ 主なデメリット</p>	<p>◎ 事前に公証人と打ち合わせをして、案文内容につき修正の有無を確認するなど作成期間がかかります(1か月程度※混雑状況によります)。</p> <p>◎ 自筆証書遺言に比較して費用が多額となります。</p>	<p>◎ 自筆証書遺言の方式に反したり、内容的に不合理なものとなる可能性が高いため、無効になる危険性が高いです。</p> <p>◎ 作成後、失くしてしまったり、改ざんされ、隠匿される恐れがあります。 →法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用すればある程度防止できます。ただし、法務局でチェックするのは内容の有効性ではなく、方式違反だけです。</p> <p>◎ 遺言書の全文、日付・氏名を遺言者が自書し、押印することが必須(財産目録を除く)なため、お体が不自由な人は利用できません。</p>
<p>作成時</p>	<p>作成時、2名の証人が立ち会います。</p>	<p>証人は不要です。</p>
<p>保管 </p>	<p>◎ 作成した公証役場で保管します。</p> <p>◎ 平成26年以降より、震災等により滅失しても、復元できるようにするため、遺言公正証書の原本を電子データにして、二重に保存するシステムを構築しています。</p>	<p>◎ 下記のいずれかを管轄する法務局で保管可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 遺言者の住所地 ② 遺言者の本籍地 ③ 遺言者の所有する不動産の所在地 <p>◎ 保管場所に遺言者自らが出向く必要があり、お体の不自由な人の利用は難しいものとなります。</p>

検索	<p>◎ 法定相続人が必要書類を持参することで、平成元年以降に作成された公正証書遺言は全国どこの公証役場からでも検索可能です。</p> <p>昭和時代に作成した公正証書遺言は、当時作成した公証役場でしか保管してませんので、保管している公証役場で検索することになります。</p> <p>◎ 手数料はかかりません。</p>	<p>保管制度を利用していれば、調べることが可能です(手数料がかかります)。</p>
検認	不要です。	<p>◎ 遺言者の死後、家庭裁判所で検認手続(遺言書を裁判所で開封する手続)をする必要があります(勝手に開封すると5万円以下の過料)。</p> <p>保管制度を利用している場合、検認は不要となります。</p>
通知	保管制度を利用している自筆証書遺言のような通知制度はありません。	<p>予め通知を希望している場合、遺言者の死亡後、通知対象者1名へ遺言書が保管されている旨の通知が届きます。</p>
費用 ¥	<p>作成に際し、遺言者が現在お持ちの財産によって手数料を算定するため、費用がかかります(概ね5万~10万程度)。</p>	<p>◎ 作成には費用はかかりません。</p> <p>◎ 保管に費用がかかります。 保管申請料・・・1通3,900円</p> <p>◎ 検認手続に費用がかかります。 800円の印紙代+150円の印紙代 等</p>

遺言公正証書の依頼は春日部公証役場までお問い合わせください。



048 (792) 0811



kasukabe@kasukabe-notary.jp

受付
時間

平日9:00~12:00, 13:00~17:00

※ 土日祝日はお休みです。

↓ **自筆証書遺言書保管については下記にお問合せください。** ↓

さいたま地方法務局管内の遺言書保管所一覧

本局 供託課	〒338-8513	さいたま市中央区下落合5丁目12番1号 (さいたま第2法務総合庁舎)	TEL 048 (851) 1000
越谷支局	〒343-0023	越谷市東越谷9丁目2番地9	TEL. 048 (966) 1321
【管轄区域】			
春日部市 南埼玉郡	草加市 北葛飾郡	越谷市	八潮市 三郷市 吉川市
久喜支局	〒346-0005	久喜市本町4丁目5番28号	TEL 0480 (21) 0215
【管轄区域】			
加須市	羽生市	久喜市	蓮田市 幸手市 白岡市

自筆証書遺言書保管制度をご利用いただくにあたって

- この制度は全国の(地方)法務局(遺言書保管所:312か所)で取り扱っており、①~③のいずれかを管轄する遺言書保管所に遺言書を保管することができます。
 - ①遺言者の住所地 ②遺言者の本籍地 ③遺言者が所有する不動産の所在地
- 相談の予約は手続案内予約サービス専用ページ (<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>) に予約する方法及び管轄法務局に電話で予約する方法があります。
- 手続に当たり、**遺言書及び申請書又は各種請求書等は、事前に作成いただく必要があります。**
作成いただいていない場合、予約日にお越しいただいても、手続をお受けできないことがあります。